

第5回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年11月9日（金）17:30～18:34
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）
 - （専門委員）村上文洋
 - （政府）中村内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、
林規制改革推進室次長、垣内参事官
 - （ヒアリング）文部科学省 平野大臣官房審議官（総合教育政策局担当）
文部科学省 下間大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
文部科学省総合教育政策局 柳澤教育人材政策課長
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 長谷教員免許企画室長
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 田中教育制度改革室長
文部科学省初等中等教育局 佐藤情報教育・外国語教育課課長補佐
4. 議題：
 - （開会）
 - 議題 オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 垣内参事官 それでは「規制改革推進会議第5回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
 - 委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。
 - 本日は、大田議長も出席しています。森下委員、飯田委員、八代委員、角川専門委員が所用により御欠席です。
 - それでは、ここからの進行は原座長にお願いします。
 - 原座長 何度もありがとうございます。
 - 本日の議題は「オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用」です。
 - 本日も文部科学省さんにお越しいただいております。
 - 前回まで、この論点は何度か議論をしております。論点を明確にするために、これまで

のワーキング・グループでの指摘などを踏まえ、主な問題意識などを資料1でまとめております。先に御説明させていただきたいと思っております。

1の「主な問題意識」というところで5つ丸を打って、私たち、ぜひこれは実現していただきたいということを掲げております。

まず、1点目ですが、プログラミング、英会話など広くさまざまな分野において質の高い教育が提供されるよう、2020年までに遠隔教育を全ての小中高で活用できるように必要な措置を講じていただきたいということです。これまでの議論でもありましたが、高等学校については2015年に遠隔教育が解禁されました。しかし、全国でまだ35校しか遠隔教育は導入されていないわけでございます。これを10倍にするとか、そのレベルのことで足らないと思っております。全ての小中高で活用できるように必要な措置をぜひ講じていただきたいというのが1点目でございます。

2点目です。中学校において、高校で解禁されたのと同様の、今の文部科学省さんの言葉によれば「教科・科目充実型」の遠隔教育はまだできないことになっています。要するに、受信側の教室では科目免許のない先生がいて、オンラインの向こう側に科目免許のある先生がいて教えるという形態は、今、中学校では認められていないわけでございますが、これもぜひ早急にできるようにしていただきたい。

特に、2020年からプログラミングの授業が中学校、小学校でも導入されることとなります。これに間に合うように、平成31年度からぜひ実施をいただきたいと思っております。ともかく早急に平成31年度からと思っておりますのは、これまでの議論の中でも、遠隔教育を最初に導入するときにはいろいろなハードルがある、実際に導入される学校の現場においてもいろいろとトラブルがあったり、それを恐れたりといったハードルが高いと聞いておりますので、このプログラミング授業の導入に間に合って円滑にそれがなされるようにぜひ一刻も早く導入いただきたいというのが2点目です。

この議論に関しては、これまでの議論の中でも、文部科学省の皆さん方はいつも、教室に科目免許のある先生がいればいいではないですかということをおっしゃるわけです。しかし、これもこれまで議論してきましたとおり、その前提は崩れていると思っております。とりわけ、このプログラミング授業を念頭に置きますと、プログラミング授業は中学校の場合、技術科の一部と承知しています。技術科については免許外教科担任制度の活用件数の多い教科だと承知しています。技術科の先生が足りなくて、全国で2146件、免許外教科担任、ほかの科目の先生が教えているという状況にある。ということは、今後、プログラミング授業が導入されていく中でも、恐らく全国の中学の多くで技術の免許すら持っていないほかの科目の先生がプログラミングも教えることが起きるのだらうと思っております。これは、二重にも三重にもあり得ないことだと思っております。ぜひ早急に遠隔教育を導入していただきたい。

3点目です。こういった教科・科目充実型について、受信側の教室では、例えば教員の退職者を活用するなど、より柔軟な運用を可能にするような必要な措置をぜひ検討いただ

きたいと思っております。

4点目です。プログラミング、英会話などについて、専門的な科目免許、これは前々回のワーキング・グループで茨城県から、国家戦略特区でこういった専門的な科目免許を試行的につくりたいという御提案がありました。これについてもぜひ早急に年内に結論を得るようにしたいというのが4点目です。

5点目です。これも繰り返し議論してきております免許外教科担任制度に関してです。これは、昭和28年の法律の附則で当分の間の措置として認められた制度であります。これを使い続けているということ自体が全くあり得ないことだと思いますので、直ちに廃止するよう必要な措置を講じていただきたいというのが5点目でございます。

今日は、この問題意識に関しての検討状況をお伺いできればと思っております。

2のところでは、1回目の会議で質問をこちらから差し上げてお答えをいただいている項目を挙げております。簡単に結構ですので、まず、質問事項のところをお答えいただいて、その後、問題意識の項目に沿った議論をさせていただければと思います。

では、よろしく願いいたします。

○文部科学省（下間審議官） ありがとうございます。

まず、質問事項のところにつきまして御説明申し上げます。

質問事項の1つ目でございますが、前回お尋ねいただきました情報科の免許を保有する教員がいない高校が全国に何校あるかということでございます。この点につきましては、各学校の教員の配置状況及び個別の教員の保有する免許について私どもとして把握しておりません。教員の配置については各都道府県の判断により行われるものでございまして、もともと文部科学省として把握する仕組みになっておりません。その上で、先回、原座長のほうから御指摘いただいた平成28年度の情報科の免許外教科担任の許可件数が1248件という状況になっております。

2つ目につきまして、情報科の免許を保有する教員はいるけれども、それが臨時免許状として授与されている件数ということにつきまして、情報科の臨時免許状の全国の授与数は平成28年度で255件でございます。

3つ目でございます。小中学校で免許を持っている教員でプログラミングの経験があり、子供たちにしっかり教えられる先生がどれぐらいいるかという御質問でございます。

まず、小学校についてでございますが、小学校学習指導要領によりまして、2020年度からプログラミング教育が実施となるということでございます。小学校プログラミング教育に関する特定の教員免許というものがございませんので、まず小学校教員のプログラミングの経験状況も網羅的には把握していないところでございます。

なお、小学校段階ではプログラミングを体験するものでございますので、教員にプログラミングに関する高度な専門性が求められるものではないと考えております。その上で、文部科学省におきまして、教員のプログラミング教育の準備に資するよう、手引を作成、公表いたしますとともに、プログラミング教育の実践事例等を提供し、また、さらに今後、

教員研修用教材を作成し、全国の市町村教育委員会の担当者を通じて教員研修について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

中学校につきましては、既に現行の中学校学習指導要領によりまして、プログラミングに関する指導が技術・家庭科の技術分野において行われているところでございますが、中学校の技術・家庭科技術分野の免許外教科担任の許可件数も平成28年度で2146件、臨時免許状授与件数が331件でございます。その上で、しっかり教えられるかどうかという観点での調査は行っておりません。

4点目でございます。教師の需給の動向がございます中で、近年の教師の需給の動向を考えれば、小学校や中学校においても教科・科目充実型の遠隔授業が認められて当然だと思うが、なぜ認められていないのかという観点についてです。

まず、そもそも小学校段階では普通免許状を所有していれば小学校の全教科を教えることができるということでございますので、受信側に小学校の教員免許を有する者がいれば、配信側人材の教員免許の有無にかかわらず遠隔授業が成立するというところでございます。私どもが分類しておいて大変恐縮でございますが、小学校段階で受信側に相当免許を有さない教員を配置して行う教科・科目充実型遠隔授業が成立する余地はないものと考えております。

中学校段階でございますけれども、これまでも御説明しているところでございますが、生徒間の学力・意欲が多様化していく段階にございまして、学習上のつまずきも起きやすいことに加えまして、心身の成長にも差異が出てくる時期でもございまして、問題行動や不登校が増加する傾向にあります。したがって、教科指導を行うに当たっても、生徒一人一人の学力、関心、意欲などの特性を日常的に把握しておき、適時適切な指導や声かけをしていくことが必要です。また、公立の中学校では、学力や生活態度、家庭環境の多様な生徒が在籍しておりまして、教師が生徒一人一人の状況をつぶさに把握しながら教科の特性に応じて指導する必要があるということがございますので、現段階でこうした指導を教科・科目充実型の遠隔授業で実現することには課題がございます。学びのつまずきを適時に支援するなどの教科指導を充実する観点から、配信側に指導力の高い教師を配置した教師支援型により授業の質を高めていくことが望まれるものと考えております。

4点目までの御質問につきましては、以上でございます。

○文部科学省（平野審議官）　続きまして、5番目と6番目の質問事項についてお答えさせていただきます。

免許外教科担任制度につきましては、現在は国全体として毎年度の採用者を上回る数の免許状の授与件数がございますが、現場では、必要なとき、あるいは必要な地域において、必要な教科の免許状を保有する者が常時、教員として勤務できる状態にあるわけではございません。現場でやむを得ず生ずる個別のニーズを適時に調節するための制度として、現在も免許外教科担任制度が必要とされております。これに加えまして、近年は、定年による教員の大量退職、特別支援学級の増加、あるいは産休育休取得者による教員の需要がふ

えておりまして、教員の需給は逼迫しております。また、今後の人口減少によって小規模校がふえる状況になる可能性がございます。

このような現代的な事情のもとでの必要性に鑑みますと、一定の条件のもとに免許外教科担任制度を存続させるべきと考えております。それは、現在もやっておりますが、都道府県の教育委員会が個々の許可の必要性について十分に吟味するということや、教科の専門性を補完するための支援策ができる限り講じられることを前提に制度を存続させるべきと考えております。そうした中で、免許外教科担任の行う授業の質を向上させるためにICTを活用することは大変有意義と考えておりまして、免許外教科担任が必要になる場合には、遠隔教育を利用するなどによりまして、担当教師への支援や研修を充実させる形にしていくことが適当と考えております。

以上でございます。

○文部科学省（下間審議官） 御質問事項につきましての御説明は以上でございます。

○原座長 最後の質問はいかがですか。

○文部科学省（平野審議官） 当分の間というのは、必ずしも期間あるいは時期を決めているものではございません。その制度の必要性が望まれる限り必要、そういう考え方でございます。先ほど申し上げましたような現状にありますことから、現在におきましても、免許外教科担任の必要性は継続していると思っておりますので、現状、必要というふうに考えております。

○原座長 問題意識のほうもあわせてお話しいただけますか。

○文部科学省（下間審議官） 問題意識につきまして、1点目でございますが、これまでのヒアリングで御説明してまいりましたように、文部科学省といたしましては、丹羽前副大臣のもとで9月に取りまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を踏まえて遠隔教育を推進する方針でございます。

2020年までという時限はさておきまして、文部科学省といたしましても、小規模校等における教育活動の充実、外部人材の活用、幅広い科目の開設、また、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保という場面におきまして、教育の質の向上の観点から遠隔教育は非常に効果的であると認識しておりまして、今後とも、教師の支援等の観点から、必要とする学校において遠隔教育を進めていきたいと考えているところでございます。

2点目の問題意識は、先ほどの御質問事項に対する4点目の御回答と重なる部分があるのですが、プログラミング教育における遠隔教育の活用推進につきましては、丹羽前副大臣のもと取りまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」におきまして、遠隔教育の効果的な活用を推進する観点から、効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化し、教育関係者の理解を深めているところでございますけれども、教師支援型が有効であると考えているところでございます。

その上で、先ほど申しましたような中学校段階における教科指導を行うに当たって、生

徒一人一人の特性を日常的に把握しておき、適時適切な指導や声かけをしていく、あるいは公立の中学校は入学者選抜がございませんので、学力や生活態度、家庭環境等が多様な生徒が在籍しておりまして、教師が生徒一人一人の状況等をつぶさに把握しながら教科の特性に応じた指導をする必要があるということから、現段階ではこうした指導を教科・科目充実型遠隔授業で実現することには課題があると考えているところでございます。

3点目につきましては、受信側の教室では教員退職者を活用するなど、現場でより柔軟な運用を可能にするため必要な措置を検討するというところでございますが、まず、現行制度におきましても、遠隔教育における受信側で教員退職者を初めとした教員免許保持者を任用することは可能なシステムになっております。したがって、退職教員を再任用するなどして責任ある立場で配置することはあり得ると考えておりますが、学校においては児童生徒のけがなどさまざまな不測のリスクなども存在し、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要であることから、誰でもいいということではなく、教員退職者というだけではなく、任用された者が責任を持って受信側にいることが必要と考えております。

以上でございます。

○文部科学省（平野審議官）　続きまして、4つ目の丸についてお答えさせていただきます。茨城県からこのような御提案をいただいていることは承知しているところでございます。ただ、この御提案の内容につきましては、詳細をお伺いしていないという状況にございますので、資料で提案内容を拝見した限りでは、現在、私どもが持っております制度、特別免許状や特別非常勤講師等の活用によりまして、現行制度内で対応可能なものと考えております。外部人材の活用に当たりまして、茨城県のほうで何か支障が生じているという状態でありましたら、しっかりとお話を伺いたいと考えております。

続いて、5つ目の丸についてでございます。文部科学省では、本年1月に免許外教科担任制度のあり方につきまして、専門家あるいは関係者を集めた「調査研究協力者会議」を設置し、議論をいたしました。そこで、教育学の専門家、都道府県の教育委員会の担当者、あるいは学校現場を預かっていらっしゃる学校長、さらにはマスコミ関係者など、幅広い分野の方々に集まっていただきまして、検討を行い、9月に報告書として取りまとめております。

その中では、本制度につきましては、可能な限り縮小に向けた取り組みを進めるものの、近年の教師の需給動向ですとか、今後、小規模校が増加する可能性など、そういった事情のもとでは現行制度としてまだ必要だという考えが示されておりまして、一定の条件のもとに免許外教科担任制度を存続させるべきとの結論をいただいております。その条件というのが、都道府県教育委員会が個々の教科の必要性について十分に吟味することや、教科の専門性を補完するための支援策ができる限り講じられること、そういったことを前提に本制度を存続させるべきだという結論をいただいております。こうしたことから、直ちに免許外教科担任制度を廃止とした場合に、各学校におきます教育の実施に支障が生じるなど、学校現場に多大な混乱が生じることが懸念されると考えております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

全般に全く大きな乖離があるのですが、5つの問題意識として挙げた点のうち、私どもが緊急に必ずやっていただきたいと思っておりますが2点目と5点目であります。もちろん全てやっていただきたいのですが、まず、この2点目と5点目からお話をしたいと思っております。

2点目に関して、高校では教科・科目充実型が解禁されました。中学では解禁されていません。これについて、今、中学については課題があると言われて、私の理解では2つおっしゃられたのだと思います。問題行動や不登校などの問題、声かけが必要であるというのが1つ目。もう一つは、教科の中身に関しても学びのつまずきに対応する人が受信側の教室にも必要だということをおっしゃられたのだと思います。

1点目に関しては、教員の方にいらっしやっていただいたらいいのではないかと、少なくともまずそこからスタートしたらよろしいのではないかと申し上げます。高校は、教科の科目の免許のない教員の方がいらっしやることを前提にした制度です。中学についても同じ制度、プログラミングの授業で教職の専門性はしっかりとある体育の先生や英語の先生がいらっしやって、問題行動がないようにしっかりと対応されるということで十分に問題は解決、解消できるのではないかと思います。

2点目、学びのつまずきの問題、教科の中身に対応できる人も受信側に何らかの形で必要なのではないかと申し上げます。しかし、これはおっしゃっていることが破綻していて、先ほど質問の中で、中学校の免許を持っていらっしやる先生の中でプログラミングをしっかりと教えられる先生がどれぐらいいらっしやるのでしょうかという質問に対し、これは把握していないというお答えだったと思います。学びのつまずきにどの程度対応できるかも把握されていないのに、何でそんなことをおっしゃられているのかということかと思っております。

少なくとも、私、先ほど冒頭にお話をしたときに申し上げましたが、技術科の先生は足りていないわけですね。免許外教科担任で技術科ではない先生が教えていらっしやるケースが全国で2146件もあるわけです。少なくともまずこれは、ほかの科目の先生が教室で教えるのではなくて、教科・科目充実型でされたいかがですか。

○文部科学省（下間審議官） まず、中学校における教科・科目型の遠隔授業についてのお話がありました。これにつきまして、改めて現場の意見を聞いているけれども、その中でも懸念の声が大きいということがございます。

繰り返しの部分がございますが、高校と異なりまして、公立の中学校では多様な生徒がいる中で、受信側の、机の間の指導を机間指導というのですが、机間指導が重要である。そこは、授業中に単に巡回するというだけでなく、確かに教師が生徒の席の間を歩きながら個々の生徒に対して観察や指導を行うということなのですが、当然、それは学んでいるかどうかをただ見ているということではなくて、生徒の学習状況が学習の狙いを実現し

ているか観察するために生徒一人一人の考えなどを理解し、学習内容を評価し、個々に応じた指導を行うということですので、体育の教師が、例えば他のプログラミングにおける遠隔授業について、それを見て、しっかりと生徒が取り組んでいるかどうか、指示した内容や活動が適切であるか、判断することはなかなか難しいと思います。その上で、そうしたプログラミング授業において受信側に技術科の免許が不要であるという教科・科目充実型を早急に取り入れるということには課題があると考えております。

○原座長 おっしゃっていることが破綻していて、だって、今、教室で技術科の免許がない先生が教えていらっしゃるわけでしょう。別に体育の先生が教えられることについて制約されていないわけですね。そんなことをされているぐらいだったら、教科・科目充実型を活用されたらいいではないですか。

○文部科学省（下間審議官）そこは恐らく免許外教科担任の制度についての見解の相違がございまして、免許を取得していないということをもって適切な指導ができないというふうには私どもは考えておりません。当然、必要な研修等を行い、当該教科における一定の指導を行うことが可能なように教育委員会において各学校の教師を指導しているわけですので、全く免許外教科担任制度の中で免許外として発令してそのまま置いているということではなく、中学校のプログラミングの授業において、また、その中学校のプログラミングで一律に生徒たちに教える内容、程度ということもございしますが、それらに必要な指導力をしっかり身につけるように研修等の充実を図っているものと認識しております。

○原座長 おっしゃっていることが全然整理されておらず、一定の指導ができるようにされていますと言ったって、それで免許を与えるレベルには達していないから免許を与えられていないわけでしょう。

○文部科学省（下間審議官）そこは、他方で免許状の取得ということを現職の教員が可能となるような施策も私どもとしてとっているところでございます。

○原座長 ぜひお願いをしたいのは、技術科の免許を持っていらっしゃる先生が簡単に免許を取れるような仕組みにしてこの問題を解消するというにしないようにしていただきたい。それは全く本末転倒だと思います。しっかりと教えられるような、中身を教えられるような先生が子供たちに教育をしてほしい。そのための仕組みを考えていただきたい。その前提で考えたときに、私は、今のお話を伺っていて、中学校で教科・科目充実型を利用できないことにする理由が何一つわかりません。

○文部科学省（下間審議官）そうした指導力に課題のある免許外の教師を含め、受信側においてそうした教師を配置する中で、教科指導の充実を図る観点から、配信側に指導力の高い教師を配置した教師支援型によって授業の質を高めていくことが望まれるというのが私どもの考えです。

○原座長 教師支援型は、受信側に技術科の先生がいらっしゃるときにやっていただいたらいいと思います。それはぜひ活用していただいたらいいと思いますが、教科・科目充実

型を使うべき教室だって実際にあるわけですから、それをなぜ否定するのですか。

○文部科学省（下間審議官） 私どもも、これはあくまで現場の意見を聞きながら検討を進めているわけですので、外部の専門家を活用し得る分野で教育の質をさらに高めるために有効に活用できる可能性が教科・科目充実型の遠隔授業についてあるとの意見もごさいますが、改めて現場の意見を聞いている中で、公立中学校の多様な生徒に対して教科・科目充実型の遠隔授業には課題があるという御意見を聞くところでございます。

○原座長 現場の声を聞いてというだけで説明されても全くわからない。結局、今、説明されたことは、現場の声で課題だとおっしゃっているのは、先ほど私が挙げた2つの点です。2つの点はどちらも問題ないと思います。

○文部科学省（下間審議官）そこは、大変恐縮でございますけれども、認識を異にしているところで、なかなか一致を見ることができないのですが、やはり教科指導を行うに当たって適時適切な指導が可能になるのは、教科の専門性ということだけではなくて、日常的にその生徒一人一人の学力、関心、意欲などを把握し、そうしたことから教科指導を行うに当たっても適切な指導等が行い得るといふことと、それから、現実に公立の中学校で多様な生徒を前にしたときに、現段階の遠隔教育、遠隔授業という技術水準からいって、教科・科目充実型の遠隔授業を成立させるような、生徒一人一人の状況、表情、つぶやきなどをつぶさに把握しながら教科の特性に応じて指導することは困難である。したがって、課題があると申し上げたところです。

○原座長 質問の仕方を変えますが、先ほど来、申し上げているように、技術科の先生は足りていないわけですね。技術科の先生のいらっしゃる教室で、おっしゃっていることは、多分ほかの科目の先生に免許外教科担任で許可を出して、発信側からプログラミングの専門の先生に教えてもらう。そうすればいいではないかとおっしゃっているのだと思いますが、そうではなくて、ほかの科目の先生に見ていただいて、免許外教科担任なんていうことにする必要はありません。発信側で技術科の先生、プログラミングをしっかりと教えられる技術科の先生に教えていただく、そうされたらいかがですか。

○文部科学省（下間審議官）そこは、中学校においてどのように教員を配置し、教育の指導体制をとっていくかということにかかわることでございます。免許外教科担任制度が当分の間の、いわば必要に応じて配置するというのではなく、利用を可能な限り縮小させるべき制度であるという御指摘は受けとめさせていただきますが、本来、免許状を有する教師が適切に配置されることが好ましいわけで、それに必要な当該教科の教員の配置、それがかなわない場合に当該教科を担当し得る教員に免許外教科の担任を発令するという仕組みをとっているということです。

○原座長 最も望ましい状態が教室にしっかりと教えられる先生がいらっしゃることであることを何ら否定していないのです。それは全く一致していると思います。実際にそうではないケースがあります。そのときに、現場での意見ということを再三おっしゃいますが、現場でそうではなくて、遠隔教育、教科・科目充実型を活用したいというところがあれば

活用できるようにしたらよろしいではないですか。

それで、先ほどから申し上げている免許外教科担任を使われているケースで考えれば、今の状態であれば、免許外教科の担任になられた方が教室にはずっといらっしゃらないといけないことになります。でも、恐らく私が推測するに、その方が仮にプログラミングに精通されてしっかりと教えられるようになりたいという先生であるとすれば、もちろんその教室においてプロの先生がオンラインで授業されているのを聞いて学んでいかれる、これも大変重要なことだと思います。これも何ら否定しないのですが、それだけではなく、その時間をむしろ研修に充てる。プログラミングをしっかりと学ぶための研修に充てることのほうが好ましいケースだってあるかもしれない。現場の判断でそれができるようにされたらいいのではないか。その研修に行かれています際には、ほかの科目の先生があいらっしゃれば、そこで入っていただく。それでも対応可能ではないですか。そういった現場の柔軟性をなぜ認めようとされないのか。

私は、全てを教科・科目充実型に置きかえましょうなんてことを申し上げているわけでは全然ない。審議官がずっとおっしゃっているような方式でやりたい、やるべきだという現場は確かにあるのでしょうかし、そうされたいところはそうされたらよろしい。でも、一方で、現場の中にも義務教育で教科・科目充実型の遠隔教育を使いたいとおっしゃっていると現にあるわけです。現にあって、私たちもこのワーキング・グループの会議の中でそういった御意見を聞いているわけです。なぜそれを認めないのか。これは全く理由がないと思うので、直ちに認めていただきたいということです。

それから、私が特に申し上げたい点だけ先に申し上げてしまいますが、5点目の免許外教科担任制度について、現代的なさまざまな事情があることも全然否定をしない。産休であったり、あるいは急に御病気になるれて、たまたまその学校に科目の免許のある先生がいらっしゃらないといったケースはあるでしょう。そういったケースにしっかりと対応していかなければいけないということは全くそのとおりだと思います。

ただ一方で、そうであれば、今の法律というのはそういった条件も何も書いていない。要件も何も書いていない。戦後直後の事情を背景にして、先生が足りないから当分の間そういった免許外でも教えられるようにしましょうと単に書いてあるわけです。これをそのまま維持するのはあり得ないと思います。これは一旦廃止して、現代的な事情に基づく要件を明確に定めて、新しい制度として作り直すべきであると思います。そういう状態になっていないからこそ、必ずしも要件が明確にならないまま、県によって多く使われているところもあれば、そうではないところもあるといった状態が生じているのだと思います。

今、5つ挙げている項目全てやっていただきたいのですが、2点目、5点目に関しておっしゃられたこと、私は何一つ理由を理解いたしませんので、必ずやっていただきたいと思います。済みません。私だけしゃべってしまいました。

○大田議長 質問事項の下から2つ目、これは私がさせてもらった質問です。前回の文部科学省の資料で「近年の教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加の可能性

に鑑み、免許外教科担任制度は存続」となっているわけですが、この後段の「免許外教科担任制度は存続」というところが、なぜ「遠隔教育の本格的活用を行う」というぐあいにならないのかというのが質問の趣旨です。昭和28年の制度を前提とするのではなくて、現在のデジタル技術を前提にした新たな制度をつくるべきではないかというのが私の質問の趣旨ですので、ここは改めて答えていただけますか。

○文部科学省（平野審議官） 先ほど少し触れたかもしれませんが、免許外教科担任の許可件数が多いというのは技術や家庭科でございまして、そういった授業では、実際に生徒がやる工作、調理実習、そういった現場で実技を伴う場面をしっかりと見ながら指導するということが必要でございまして、そういった安全管理の面からも全てを遠隔教育によるのは困難と考えております。そのために、遠隔教育が免許外教科担任制度の役割の全てを代替するというのは困難と考えております。

○大田議長 免許外教科担任について追加的に伺いますが、「当分の間」というのは期間の長さをあらわす言葉ではなくて必要性をあらわす言葉であると。これは政府の見解だと受けとめてよろしいですか。

○文部科学省（平野審議官） 済みません。政府の見解かどうかということまでは自信がございません。

○大田議長 これは法律ですので重要なことだと思います。

○文部科学省（柳澤課長） 今、申し上げたように、明確にここで答えがあるわけではないですが、少なくとも明確に期限を切ってということを使ってのものではなく、そういうのが必要になる状況が終わるまでとか、そういうニュアンスで考えているものと認識はしております。

○大田議長 しかし、制度導入は昭和28年です。これは政府の怠慢だと前回も申し上げましたが、怠慢だと改めて繰り返します。

先ほど家庭科は実技が要るのだということでしたが、免許外教科担任が認められるのは実技を伴うもの、という制度にするということによろしいですか。

○文部科学省（柳澤課長） 主に使われているものは実技系が多いというのは事実でございまして、やはり現場のニーズとして、個別のニーズの中で、その教科の担任がどうしてもいない、採用できないというケースは他の教科でもあり得る話でございまして、実技系だけに絞るものではないと思っております。

○大田議長 もしそうであれば、昭和28年の制度をそのままではなくて、原座長が言われたように、新たな制度として作り変えるべきだと思います。

それから、先ほどのやりとりを聞いていて、改めて伺いますが、免許のない教員による指導と専門家による遠隔教育と、学生にとってどちらが質が高いと思われませんか。

○文部科学省（下間審議官） 全てのお答えになるかどうかわかりませんが、免許のある教員による指導が好ましいということは、先ほど原座長からお話があったとおり、本来であれば、義務教育の全ての学校において免許を有する教員を配置して適切な指導を行うこ

とが理想であるということは論をまたないわけです。その上で、免許が直接得られない場合には、免許外教科担任制度を活用しながら、類似の比較的近い分野を中心として免許を有する、教職の専門性を有する方に、教科の専門性については一定の研修等を施しながら履修する。その際、そうした教員に対して質の高い教育を施す観点から、私どもは類型で名前をつけておりますが、例えば遠隔教育で言えば教師支援型といったような、そうした教師に支援するような仕組みでやっていくということを考えているところでございます。

繰り返しになりますが、中学校といった学校段階において、遠隔教育において専門性の高い方であれば外部から自由に教えることができる。受信側にそういう専門性を持った教師を配置する必要が全くないとは私どもは考えていなくて、そうした高度な専門家が外部、送信側におられて、そうしたものを受信側におられる専門教科の教師を支援する形で取り入れていくことがより好ましい方向だということで御説明申し上げます。

○大田議長 免許外教科担任制度を必要としながら、なぜ今のデジタル技術を本格的に、本気で活用なさらないのかというのが質問の趣旨です。なぜデジタルの活用に向背を向けて、昭和28年の制度が正しいということになるのですか。

○文部科学省（柳澤課長） まず、デジタルの技術自体を活用することがよろしくないと考えているわけでは決してないし、実際、有効であるというのは我々もそういう認識で考えております。

ただ、今の学校が置かれているICT機器の状況等に鑑みますと、デジタルを使ったものが今の教員がじかに教えるものと比べて本当にいいものになれるほどの体系的な整備や基盤整備はまだ十分できていない状況にあると思っております。それを最大限、効果を発揮させるためには、今、審議官が申しあげましたように、例えば免許外教科担任の教員であったとしても一定の研修等を受けますので、そういうものである程度の能力をつけながら、外部の方の力も活用し、両方の資源を使いながら指導するというのが今は一番効果が高いのではないかとこの観点で我々申し上げたところでございます。

○大田議長 問題はICTの機器整備であると。機器が整備されていけば、私どもの問題意識のように実現を考えるとということでよろしいですか。

○文部科学省（下間審議官） ICTを活用した教育を進める上で、ICT環境の整備は大変重要でございますし、私どもとしても学校におけるICT環境の整備には全力で取り組んでまいりたいと考えております。目的がICTを活用した授業の質の向上だったら、免許外かどうかにかかわらず、全国的にICTの活用を進めるべきということでございます。

他方、私どもが調査している中では、委託して実施した実証研究等では現時点においては、これは高等学校の段階なのですが、教科・科目充実型の遠隔授業は対面の授業の6～7割しか伝わらないというような報告もあって、一定の技術水準における課題もまだあると認識しております。

○大田議長 ICTを活用して子供の立場に立って質の高い教育を考えるのならば、なぜ制度の整備が、病気療養の子供さんの場合、不登校児童の場合、それから免許外教科担任の支

援を促進する、この3つに限られているのでしょうか。これが最初から私どもが議論していることです。

それから、先ほどから「現場の声」という言葉が出ていますが、茨城県の現場の声もぜひ聞いてください。

○文部科学省（下間審議官） 国家戦略特区制度の中で私どもが茨城県から直接聴取することは認められておりませんので、大変恐縮でございますが、私どもも茨城県からじかにその趣旨等についてはお伺いしたいということは考えておりますけれども。

○原座長 では、特区制度のほうと連携して、お伝えするようにいたします。既になされているヒアリングの内容や資料については共有していると思います。

○大田議長 もう一点、質問事項の3つ目「小中学校で免許を持っている教員でプログラミングの経験があり、子供たちにしっかり教えられる先生がどれくらいいるのか」ということに対するお答えが、小学校段階でプログラミングの高度な専門知識が求められるわけではない、文部科学省が手引などをつくる、ということだったのですが、文部科学省の方は教育のプロですから、こういうことを言うのはおこがましいのですが、教えるためにはきちんとした理解が不可欠です。プログラミングという、私たちが学生時代に習ったこともないものをやるのに、なぜ遠隔教育を本格的に活用なさらないのですか。

○文部科学省（下間審議官） 手引を例に挙げたことで誤解も生じているのかもしれませんが、プログラミングを実施していく上で、手引を用意し、それについて実践事例も含め、しっかりと研修を実施することによって教員の指導力を上げていくという取り組みをしていくということがございます。プログラミングにつきまして、今、どちらの話をしているかということがございますが、例えば小学校で新たにプログラミング教育の実施となる中では、小学校教員いずれもがさまざまな教科の中であるいは教科外でプログラミングについて取り組んでいくことが必要でございますので、こうした研修用教材を通じてしっかりと指導力を上げていくという取り組みを行っているところでございます。

○大田議長 小学生の可能性は無限ですので、プログラミングのように、私も全くわからない、こういうものを教えるときに、遠隔教育を本格的に活用して、ぜひ質の高い教育をする方法をもう一度考えていただきたいと思います。

もう一点、この間、原座長から、小中学校についてなぜ教科・科目充実型を認めないのか、なぜ必要ないのかという質問があり、これに対して、田中室長が、中学校は技術科でプログラミングを教えるが、技術科の内容はプログラミングだけではなくて家庭科もあれば工作をする部分もあるので、授業の中の一部であると。だから、プログラミングを教える章になったときに外部の方に御参画いただくということといいと。3年間のことを考えて言えば、ゲスト型の参加で十分間に合う、というお答えだったのですが、英語に関してはどうですか。

○文部科学省（田中室長） 今、御質問いただきましたことにつきまして、英語について、例えばネイティブのスピーカーが参加するということではございませんか。それは、どの

部分をお任せするかによりますが、英語の先生というのは、まず、前回申し上げたかもしれませんが、免許外教科担任というのは余りなくて、小規模校でも大体配置しております。そういった中で、ゲストティーチャーあるいはALTという形で、物理的にその場にネイティブの方が来てくれるのが一番いいとは思いますが、それが難しいときに授業の一部に遠隔から参加してもらうということは大変有効であると思っております。

ただ、例えば、今、申し上げたようなネイティブのスピーカーに授業を全部任せられるかということ、そこはできる方もいると思いますが、一般的には課題があります。というのは、中学校の新学習指導要領では、英語の授業は英語で行うことを基本とはしておりますけれども、当然、成績もつけなければなりません。つまり、生徒たちの学習状況を評価していかなければいけないわけです。それを全部画面の向こうのALTの先生ができるかということ、そこは恐らく一般的には限界があるのかなと思います。また、当然、文法を教える部分等もございますし、日本語訳等の部分もございますので、部分というのがどれくらいかということもありますが、丸ごと置きかえるというのはなかなか簡単ではないと考えます。

○大田議長 先ほど来、原座長が言っておられる教師の需給の動向、人口減少に伴う小規模校増加、こういうことを考えれば、地域のニーズがあるところでは教科・科目充実型を使うということがなぜいけないのですか。

○文部科学省（田中室長） この点に関しましては、先ほどから審議官の下間から申し上げているところでございますけれども、我々は、この点、思いは委員の皆様と一緒に思いますが、教育の質を確保するということが一番重要だと思っております。

中学校におきましては、特に英語に関しましては、繰り返しになりますが、教師は基本的に配置されているところですので、その上でさらにネイティブの方に参加いただくというのがいいのかなと思っております。英語の先生がいるところをわざわざ外してやる必要はないのかと、それよりは遠隔で外部の方と共同して授業を成立させる、それによって質を上げていくことがより有効ではないかと考えております。

○大田議長 「教育の質」という言葉をうかがえてよかったですと思います。もしそうであれば、茨城県の方がおっしゃっているのですが、習熟度別に教える必要もあるし、学期途中での急な退職や休職が生じた場合、教師支援型での対応は困難であると。だから中学校でも教科・科目充実型を活用できるようにしてほしいと。

習熟度に応じた授業を行うためには、教師支援型を活用して科目の免許状を保有する教員だけで対応することは困難であり、中学校でも教科・科目充実型を活用して科目の免許状の有無を問わず全ての教員が対応できるようにしてほしい、というご要望です。これを受けとめて、かたくなに教科・科目充実型を排除することはなさないでいただきたいと思っております。

○文部科学省（田中室長） ありがとうございます。

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、茨城県の提案、私ども、資料では拝見しております。できれば直接、どういう意図なのか、お伺いしたいと思っております。

います。

習熟度で活用するというのは恐らくあり得ると思います。ただ、それが年間を通してやるのか、部分部分で、例えばスピーキングの部分で分けるのか、そういういろんなやり方もありますので、習熟度も1年間通して全部別のクラスでやるかというのと、そうではないパターンも多いですので、そこは柔軟なやり方があると思っています。

また、急に欠員が生じた場合の免許外教科担任というのは、先ほど原座長からありましたように、必要な部分というのはあろうかと思っています。そういったときに、遠隔で参加していただくというのも理論的にはあり得ると思うのですが、ここはぜひ茨城県のお考えを伺いたいところなのですが、現実には急に欠員が、例えば、ある先生が病気になって出てこれなくなったときに遠隔でやるにしても、遠隔をする先生にも通常の授業はありますので、ほかの学校の先生が急に参画できるのか、そういう人を急に見つけられるのかということであると、現実の運用はなかなか難しいのかなと私どもは考えてしまいます。そういったことを含めて、茨城県のお考えをできれば確認したいと思っています。

○大田議長 この状況は、茨城県だけではないと思います。なぜそんなに教科・科目充実型を排除なさるのか、その理由は何ですか。

○文部科学省（田中室長） 先ほど来、審議官から申しあげましたとおり、課題がいろいろあると思っています。課題がある中で導入するというのは、私どもとしては、それを排除というか、それを今やるということはなかなか難しく、一方でニーズが、今おっしゃるように茨城県が挙げていますので、そこはよくお話を伺ってみたいと思っています。

私ども、私の見識が狭いかもしれませんが、ほかの小中学校のほうからこれをぜひ認めてくれというふうになら、言われているわけではありませぬので、そこはぜひお話を伺って受けとめて考えてみたいと思っています。

○原座長 繰り返しののですが、教科・科目充実型について中学で導入することの課題に関しては、問題行動や不登校対応については教職の専門の先生がいらっしゃれば足りると思いますから、課題は解決できると思います。

それから、学びのつまずきが生じる、科目の中身に関しては、これはとりわけプログラミングの授業などに関して言えば、今、遠隔教育の問題という以上に全国の学校でその問題があるわけですね。その中で、より問題を解消するような教科・科目充実型を導入することを否定する理由は何らないというのが私の理解でございます。

ただ、今日の議論の中で一つだけよかったと思いますのは、教師支援型についてはこれだけ重要だ、ぜひ導入したいとおっしゃっていただいたと思っています。なので、少なくとも教師支援型と教科・科目充実型、どちらも含めた意味での遠隔教育を全ての小中高で活用できるようにしっかりとやっていただきたいと思っています。その上で、教科・科目充実型の必要性のあるところについてはぜひやるべきだ。教師支援型でやりたいというところもあるのでしょうかけれども、教科・科目充実型を使えない状態をなくしていただきたい。即刻なくしていただきたいと思っています。

○村上専門委員 ほとんどお二人に言われてしまったので、2点だけ大変気になっている点を申し上げます。

先ほど大田議長が言われていた「プログラミングの経験があり、子供たちにしっかり教えられる先生がどのぐらいいるのか」について、文部科学省のお答えでは、小学校については把握していない、小学校は体験するだけで、手引とか実践事例とか教材を充実して研修していきますということでした。私の知り合いに、小学生向けにプログラミング教育をしている民間の人間がいますが、小学生のときに、いかに正しいプログラミングの知識を身につけて、プログラミングに興味を持ってもらうかが極めて重要だと言っています。単なる体験ではなくて。そして、中学生では遅い。今の取り組みでは極めて不十分で、小学校のプログラミング教育に対する認識が余りにも浅いのではないかという危惧を持ちました。

自分が子供のころからプログラミングをやってきた経験者のほうが、圧倒的に教え方がうまいですね。後で研修をして、つけ焼き刃でやった人は教えられないので、全国に教えられる人はそんなに多くはいません。限られた人材で全国の小学生たちに教える仕組みをつくらないといけない。そのあたりがもう少し広い視野と長い視野を持って検討していただかないと、今のままではこのプログラミング教育は失敗するのではないかと危惧しています。これが1点目です。

2点目が、先ほど途中でICTの導入の話になりましたが、これも現場の先生からの意見では、教員はシステム管理者ではないのに、やたら管理させられる。サーバーの管理をしたり、新しい授業をやるから端末のセッティングをやれと言われて、たった1カ月で数十台、数百台のセッティングを一人の教員がやらされるというようなこともある。そういったような現場の状況を招いているのは、ICTに対する文部科学省さんの理解が不十分なせいであり、現場に過度な負担が与えられているのを解消しなければいけない。

解消する方法としては、ネットワーク化、さらにはクラウド化を進めるべきですハードウェアの導入ばかりやっているから現場に負担が生じる。もっと負担の少ないクラウドサービスを使い、さらには、オンデマンドを含む教材の提供、オンデマンドであれば、遠隔教育以上に予習、復習にも使えるわけです。海外では当たり前になっています。しかも今の子供たちは大人以上にインターネットに精通しています。このようなことも含め、日本の未来の人材育成をもう少し大所高所から考えないと、日本の人材育成は、ますます海外におくれをとるのではないかと危惧されます。今日の論点とは少し外れますが、今のような点はぜひ今後の教育改革の中で御検討いただければと思います。

○原座長 引き続き、ぜひこれを実現するように御検討いただければと思います。大分、時間が延びて済みません。もし何か最後にあれば、よろしいですか。

○文部科学省（下間審議官） ありがとうございます。

繰り返しは避けてということでございます。特に2点目と5点目、中学校における教科・科目型の導入ということについては本日いろいろな御意見も賜ったわけでございますが、

私どもが考えているところも十分御説明をしたというふうに考えております。

2点目と5点目ということではあるのですが、教科・科目充実型ということで、さらに教科・科目充実型について「教員退職者を活用するなど、現場でのより柔軟な運用を可能とする」というところをあわせ読むと、先ほど来、原座長が繰り返しておられるような、教師の専門性を否定するわけではなくて教師をきちんと配置することが必要だということに対して、私どもも、何かここは教師ではない、さまざまな別の形で配置することも余地があるような読み方もできてしまうので、教科については今、議論になっておりますが、そこについて、十分な教科指導における質の高い教育を実現するための方策ということについてはしっかり考えていかなければいけないと思っておりますけれども、やはりそこにおいて教職の専門性が大事であり、しっかりと教師がそこで担うことが大切だという点は私どもとして譲れない一線だと考えております。

○原座長 これは確認ですが、その議論がごっちゃにならないように、2点目と3点目をあえて分けました。中学校で教員が教室にはいらっしやる、ただ、科目の免許はないかもしれないという状態をぜひ即刻解禁していただきたい。

3点目のところに関しては、これから、先ほど大田議長からもありましたように、習熟度別とか、あるいはよりそれを踏み込んで個人別にしていくとか、いろんな教育の仕方が質を高めるためになされていくのだろうと思います。そのときに、配信側に科目免許ある先生がいらっしやって、一方で受信側に必ず教員がいなくていけない。いらっしやるケースがもちろん多いのだろうと思いますが、必ずそこにいないといけないということにする必要性について検討する余地はないのかどうか、これはその次のステップでいいと思いますが、引き続き、ぜひ検討いただきたいと思っています。

繰り返しますが、1点目のところで、全ての小中高で遠隔教育を導入できるようにということは、先ほどお話のあったようなICT機器の整備の問題も含めてぜひしっかりと進めていただきたい。

以上、ここに掲げた項目はぜひこのまま実現をしていただきたいと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

○文部科学省（下間審議官） 済みません。今の3点目の部分は、私どもとしてなかなか譲れない点でございます。すぐということではなく検討をということでのお話もございましたが、退職教員の再任用でもいいし、ボランティアでもいいし、誰か大人がいればいいのか、そういう話では恐らくないとは思いますが、そういうことであるとすると、やはり責任を持った受信側における指導体制を構築するという観点からは恐らく見解を異にするのではないかと考えております。

○原座長 先ほど来、おっしゃっているように、問題行動への対応などが重要であるというのは、これはよくわかりますし、また、これは小学校、中学校、高校というレベルによって違う問題なのかもしれません。なので、誰でもいいから大人がいればいいではないかなんて、そんな乱暴なことを言うつもりは全くない。したがって、「教員退職者の活用な

ど」という例示を挙げておりますが、これは恐らく小学校、中学校、高校別にそれぞれ十分な検討がなされるべき課題なのだろうと思います。

時間が大分過ぎてしまいましたが、今日は一旦ここまでにさせていただいて、また引き続き議論させていただくことでよろしいでしょうか。

○文部科学省（下間審議官） 大変さまざまな御指摘をいただいているところでございますし、大田議長のほうから、最新のICTを精いっぱい活用することも検討するというお話もございました。私どもの立場で言いますと、現在、官邸におきましては、教育再生実行会議において最新の技術の進展に応じた教育の革新について議論を行っているところでございますので、まさに質の高い教育を実現する観点から、教育再生実行会議においてしっかり議論をして、その上で、そういう最新のICTを活用した質の高い教育を進めていくという中にはこの遠隔教育、遠隔授業のあり方ということも含んでいるものと認識しております。

○大田議長 会議間の“縄張り”は、一切関係ないと思っております。遠隔授業については既に答申の中で述べたことのフォローアップですので、私どもも議論させていただきま

す。

○文部科学省（下間審議官） 大変恐縮でございます。その点については昨年の閣議決定もでございます。その中では現行制度をさらに進めることが求められていたというのが基本的な私どもの認識でございます。とにかく遠隔教育は現に十分ではないところがござい

ますので、しっかり進めていかなければいけない。先ほど原座長のほうからもおっしゃっていただいたとおり、私どもが分類して教師支援型と教科・科目充実型と言っていますが、教師支援型のような仕組みは、教師の指導をより質の高いものにして、子供たちの学びを充実させるという観点から大変重要なものでございますので、そちらもしっかり進めたいと思っております。その上で、今、この場で議論になっております教科・科目充実型をどうするのか、まだいろいろな課題はございますので、それをどう考えていくかということであろうと思います。その上で、ICT環境の整備はやはり必要なわけでございます。先ほどお話しいただいたようなことを実現していくためには、ネットワークの環境も必要でございますし、それぞれの学校におけるICTの環境の整備も大変重要なところでございますので、そこにも私どもとしてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○原座長 1点だけ、一次答申で私たちが出したときに現行制度が前提なんてことは全然ないですよ。制度の改正も含めて本格的な推進をお願いしたつもりであります。

○文部科学省（下間審議官） 大変恐縮です。

○原座長 では、よろしいですか。

○垣内参事官 それでは、終わります。次回の会合につきましては、事務局より追って御連絡いたします。

○原座長 ありがとうございます。